

八戸 I P 知的財産リーフレット・シリーズ

本シリーズは、特許を始めとした知的財産に関するさまざまな知識・情報について、おおまかにわかりやすく解説・紹介するものです。

No. 20



特許の可能性_こんな簡単なアイデアでは、特許は無理でしょう？

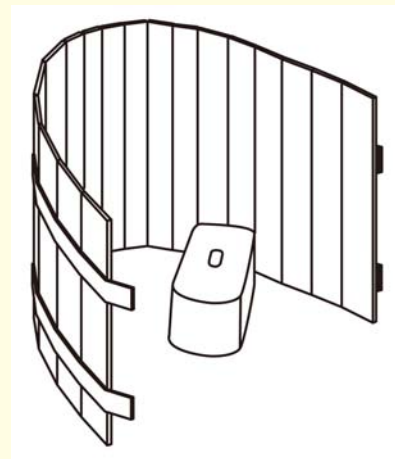
1. ある日、相談室で・・・（仮想現実的小話）

八戸 I P 主催の知的財産セミナー初心者コースに初めて参加した P さんから、相談予約の電話が入りました。ご自分が考えたアイデアについて、具体的に助言をもらいたいとのことでした。

「こんなアイデアなんかあまりにも簡単すぎて、まさか特許なんて、今まで全然考えもしなかったのですが、先日の先生のお話をお聞きしたら、もしかしたら特許とれるのではないか、と思えてきて・・・」

「そうですね、私は確かに、『ほんのちょっとでも従来の技術に加えた点があって、それによって今までは得られなかった役に立つ効果を提供できるのならば、それは、特許の可能性がゼロではありません』、といいましたね。どんなアイデアなのか、具体的に見せていただけませんか？」

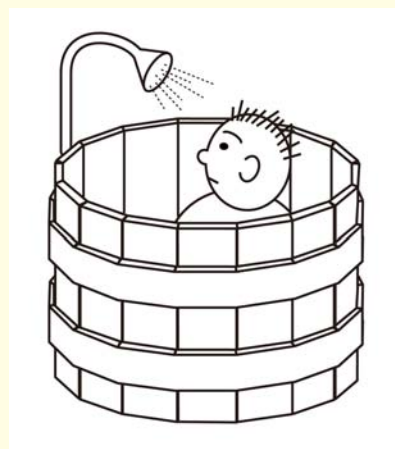
「ちょっと恥ずかしいですが、・・・・・・こういうものなんです」 P さんは、かばんから手書きのスケッチを一枚取り出し、テーブルに置きました。それは、右記のようなものでした。



「なるほど、これは、簡易式の浴槽、というかお風呂場のようなものですか？」

「ええ、私、自宅で母を介護しているんですけど、ご老人がお風呂場で浴槽に入ろうとするとときに転倒して起きる事故って、ぜったい多いだろうなと感じているんです。そこで、高齢者の方が転倒する危険を減らせるようなものはないか、と考えまして・・・・。でも、こんな程度のアイデアですと、やっぱり特許は無理でしょうねえ・・・・」

「いやいや、そうとは言い切れませんよ。P さん、こういう製品などは今までご覧になったことないのでしょうか？ これが、れっきとした発明であることには、間違いありません。しかも便利ですから、産業上利用性はクリアできている。後は、新規性の調査をしてみてください（リーフレット No. 1、2、4、15、16 など参照）、同一や類似のアイデアがもし検索されなかったのなら、特許とれる可能性は、決してゼロだとはいえません。やってみる価値があるかもしれませんよ！」



発明のご相談でいらっしゃる方の中には、ご自分の発明を過小評価している場合が少なくありません（ときに、過大評価している場合もありますが、それは、そう気にするものでもありません）。特許って、従来にはなかったようなお手軽な工夫・アイデアすなわち発明的な要素が少しあるだけで、意外と取れる場合もあるのです。

2. 特許要件としての「発明」

発明を特許出願した場合に特許がなされるための条件、すなわち特許要件については、これまで時折述べてきました（リーフレット No. 1、4、15、16 など参照）。とりわけ、新規性と進歩性の重要性を強調してきましたが、ここでは、さらにそれらの前提となる2つの特許要件について述べましょう。

1つ目は、その発明が「特許法上の発明（法上の発明）」であること、です。

特許法では、「発明」について次のように定義しており、この定義に合致することが、最も基礎的な特許要件なのです。

発明 = 自然法則を利用した技術的思想の創作のうち、高度のもの（特許法2条1項）。

ちょっと大げさな定義のようにも感じられますが、この定義中の用語は、おおむね次のような意味です。

- ①自然法則 = 自然界において経験的に見出される自然科学的な法則。
→ 遊戯・経済・心理法則等だけを利用したアイデアは、×。
- ②技術的思想 = 一定の目的を達成するための具体的手段を構成する考え方。
→ フォークボール投法や、精密研磨技能のように個人的要素のみに関するアイデアは、×。
- ③創作 = 新しいこと・ものを創り出すこと。
→ 他人の模倣や、単なる発見では、×。
- ④高度 = 実用新案法上の「考案」との差異を示すもの。
→ しかしこれは建前であり、実用新案が主対象とする比較のお手軽な「物品の構造」等も、「発明」と把握することは可能なので、実務では、特許出願を第一に考えるべき。

「法上の発明であること」は最も基礎的な特許要件ではあるものの、実務上問題となるようなケースは、実はほとんどありません。しかし、やはりこれは基本ですので、上記定義を覚えておいて損はありません。ただし気をつけたいのは、上記の定義に少しでも合致しない点があるからといって、遠慮して「発明」を埋もれさせてしまうことです。むしろ、下記のように捉えて、実は身の回りにたくさん潜在している「発明」を、きっちりと意識化することの方が大切です。

「発明」の本質 = 従来存在するなにかの課題を、解決するための手段。

少しでも「これは可能性があるかもしれない」と思ったら、守秘義務の無い他人にうっかり話す等して新規性を喪失してしまうことは絶対に避けて、迷わずに、早めに、ご相談下さい。

3. 特許要件「産業上利用性」

その発明が、産業として実施（生産、使用、販売など）できるものでなくては、特許されない。これが「産業上利用性」です。これは、上記の「法上の発明」と同様、特許制度の存在意義に関わる基礎的な特許要件です。もっとも、これも、実務上の問題になることはほとんどありませんが、「何がしか、今までになかった役立つ点がある」ことこそが、発明を権利保護し得るそもそもの所以だということ、常に心に留めておきたいものだと思います。


なお、人体を構成要素とする発明（例. 手術方法等）、個人的にしか利用できない発明（例. 熱いお茶の飲み方）、明らかに実施不可能な発明（例. 地球全体をプラスチックフィルムで覆う方法）などは、産業上利用性がない、とされています。

（本稿作成 2012年9月）

●無料相談受付け・対応

発明、商標などの知的財産に関するご相談に、弁理士が無料で対応しております。申し込みは、お電話で。⇒ 時間は原則として30分以内です。

●特許・商標情報などの検索調査の方法、社内セミナーのご要望についても、お気軽にお問い合わせ下さい。

●問合せ先  株式会社 八戸インテリジェントスラザ 相談受付 TEL 0178-21-2111
FAX 0178-21-2119
URL <http://www.hachinohe-ip.co.jp>
〒039-2245 青森県八戸市北インター工業団地一丁目4番43号